

第5次所沢市総合計画 総括表

施策(章)	第 2 章『安心・安全』		
記入日	令和元年12月25日	記入者職氏名	総務部危機管理担当参事 佐々木 厚
まちづくりの目標	市民・地域・市が協力し 安心して暮らせるまちをめざします		
分野別計画・指針	所沢市地域防災計画、国民保護に関する所沢市計画、所沢市交通安全計画		
基本構想	<p align="center">《市の課題・方向性》</p> <p>市民が、安心とゆとりをもって日常生活を営むことができ、安全な生活環境を確保するためには、一人ひとりが意識の向上を図ることはもちろん、市と地域が一体となって取り組みを進めることが重要です。こうした課題を踏まえ、本市では不測の事態に対応できる防犯や防災、市民生活の日常を守る消防や交通安全などの体制整備を進めるとともに、地域における市民相互の危機管理意識の啓発や、安心・安全な地域づくりへの市民参加を支援します。</p>		
	<p align="center">《まちづくりの目標の実現に向けた主な方針》</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害に対応しうる協働の仕組みづくり ◆ 犯罪を起こさせにくいまちづくりの推進 ◆ 交通安全に向けた意識の啓発と環境整備 ◆ 広域的な消防行政の推進と消防力の充実 		
	<p align="center">平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、顕著な成果があったもの</p>		
	取り組み	成果	《まちづくりの目標の実現に向けた主な方針》
	防災意識高揚を図るため総合防災訓練を実施した。また、防災行政無線子局を増設した。	防災訓練の参加者が増加した。また、防災行政無線子局を増やしたことにより音達区域が広がった。	災害に対応しうる協働の仕組みづくり
	平成28年3月に消費生活センターの事務所機能を本庁舎内に移転させた。	相談内容に応じて、市民相談課の相談業務との連携が円滑に行えるようになり、市民の利便性の向上が図れた。	犯罪を起こさせにくいまちづくりの推進
	消防団の装備充実を推進した。	地域防災力の向上が図られ、市民意識調査の「消防」の満足度も向上した。	広域的な消防行政の推進と消防力の充実
	常備消防の消防救急無線デジタル化に伴い、消防団無線受令機をデジタル化し、常備消防との連携強化を図った。	常備消防の消防救急無線デジタル化前と同様に、災害時における、消防団の初動活動が円滑に行え、常備消防との連携が図れた。	広域的な消防行政の推進と消防力の充実
	<p align="center">平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題</p>		
	課題	今後の方針	《まちづくりの目標の実現に向けた主な方針》
	災害時要援護者支援事業から避難行動要支援者支援事業へ円滑に移行する。	避難行動要支援者支援名簿を年1回更新し、自治会・町内会長、民生委員に配布するとともに、個別支援計画の策定を進めていく。	災害に対応しうる協働の仕組みづくり
	防災意識の高揚を図る。	多くの市民や事業者に防災訓練への参加を呼び掛けるとともに、出前講座などの機会を通じて防災意識の高揚を図る。	災害に対応しうる協働の仕組みづくり
	市民が安心して暮らすことができる地域社会を構築する。	犯罪状況に呼応した適切な情報発信やパトロールに努める。	犯罪を起こさせにくいまちづくりの推進
	消費生活相談は、相談員一人当たりの受付件数が県内上位の多さであり、体制の見直しが必要である。	職員や相談員の体制について、総合的な見直しの検討を進めていく。	犯罪を起こさせにくいまちづくりの推進
	消防団の装備充実を推進し、更なる地域防災力の向上を図る。	地域防災力の向上のため、消防団の装備を計画的に配備し、埼玉西部消防局及び関係機関と連携し引き続き支援を行う。	広域的な消防行政の推進と消防力の充実

節	目標指標	単位	指標のめざす方向	前期基本計画 H23～H26			後期基本計画 H27～H30		
				第5次所沢市総合計画策定時(H22)	前期計画終了時(H26) 上段:目標値 下段:実績値	達成率(H26)	実績(H30) 上段:目標値 下段:実績値	達成率(H30)	目標値(H30)
第1節 危機管理・防災	食糧などを備蓄している市民の割合	%	↗	74.2	79 67	85.0%			
	家具などの転倒防止策を行っている市民の割合	%	↗	35.8	39.4 45.2	100%	46.8 43.9	93.8%	46.8
	自主防災組織数	組織	↗				211 214	100.0%	211
	備蓄食料の想定必要数に対する備蓄達成率	%	↗				100.0 100.0	100.0%	100
	消防団団員定員充足率	%	↗				100.0 99.7	99.7%	100
	後期基本計画に係る未達成指標の理由・分析								
<ul style="list-style-type: none"> ・「家具などの転倒防止策を行っている市民の割合」・・・市民の防災に対する意識が低い ・「備蓄食料の想定必要数に対する備蓄達成率」・・・目標達成 ・「消防団団員定員充足率」・・・目標はほぼ達成しているが、常時100%をめざす 									
第2節 消防・救急	出火率	件/万人	↘	4.0	3.8 2.77	100%			
	心肺停止傷病者の1ヶ月生存率	%	↗	11.2	10 6.9	69.0%			
	後期基本計画に係る未達成指標の理由・分析								
第3節 防犯	自主防犯団体組織数	団体	↗	199	225 228	100%	238 216	90.8%	238
	犯罪発生件数	件	↘				3,219 2,510	100.0%	3,219
	適正管理を指導した空き家の改善・解決率	%	↗				70.0 85.3	100.0%	70.0
	後期基本計画に係る未達成指標の理由・分析								
<ul style="list-style-type: none"> ・「自主防犯団体組織数」・・・自主防犯団体にアンケート調査を実施し、活動状況について詳細に確認したところ、活動休止・解散となっていた団体が多数判明したことから目標の数値を大幅に下回ることとなったもの。 									

目標指標の達成状況

節	目標指標	単位	指標のめざす方向	前期基本計画 H23～H26			後期基本計画 H27～H30		
				第5次所沢市総合計画策定時（H22）	前期計画終了時（H26） 上段：目標値 下段：実績値	達成率（H26）	実績（H30） 上段：目標値 下段：実績値	達成率（H30）	目標値（H30）
第4節 交通安全	高齢者の交通安全啓発活動	回	↗	200	400 200	50.0%			
	交通安全啓発活動の回数	回	↗				233 382	100%	233
	交通事故（人身事故）発生件数（概数）	件	↘				1,191 1,106	100.0%	現状値未満
	放置自転車台数	台	↘	716	60 50	100%	50 38	100.0%	50
	後期基本計画に係る未達成指標の理由・分析								
第5節 消費生活	消費生活相談の解決度	%	↗	97.6	98 97.4	99.4%	98.6 98.7	100.0%	現状値以上
	消費に関する講座参加者の理解度	%	↗				97.7 97.5	99.8%	現状値以上
	後期基本計画に係る未達成指標の理由・分析								
消費者問題が子どもから高齢者までの各層に広がりを見せる中、複雑・多様化する各種の消費者問題に対して、講座参加者の理解が進まなかったものと思われる。									

目標指標の達成状況

第1節	危機管理・防災	まちづくりの目標	危機管理意識が高く、自助・共助・公助が連携し、地域防災力の向上をめざすまち		
基本方針	2-1-1 地域防災体制の強化				
	2-1-2 災害時初動体制の構築				
	2-1-3 災害応急対策の充実				
	2-1-4 災害を抑える都市基盤の整備				
	2-1-5 非常時の体制の強化				
関係所属	危機管理課、建築指導課				
施策に対する市民ニーズ(「平成30年度所沢市市民意識調査」の結果)			要望率	全節中順位	分野中順位
			24.6%	2位	2位
平成23年度～平成30年度の取り組みとその成果					
取り組み		成果		《基本方針》	
防災意識高揚を図るため総合防災訓練を実施した。		参加者が平成23年度の10,136人から30年度は28,545人に増加した。		2-1-1 地域防災体制の強化	
住民同士が自主的に結成した自主防災組織に対して、資機材等を交付した。		平成23年度の187組織から30年度は214組織に増加したことにより、地域の防災体制が強化された。		2-1-1 地域防災体制の強化	
防災行政無線が聞き取りづらい地域に防災行政無線子局を設置した。		平成23年度の61局から27年度に101局まで増設するとともに、アナログ式からデジタル式に更新した。このことにより情報連絡体制の充実が図られた。		2-1-3 災害応急対策の充実	
平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題					
課題		今後の方針		《基本方針》	
防災行政無線が聞き取りづらい地域への情報伝達手段の構築を行う。		防災行政無線の増設並びに代替手段の検討を行う。		2-1-4 災害を抑える都市基盤の整備	
避難行動要支援者支援名簿を年1回更新し、自治会・町内会長、民生委員に配布する。		災害時の避難支援が実効性のあるものとするため個別支援計画の策定を進めていく。		2-1-2 災害時初動体制の構築	
記入日	令和元年12月20日	記入者職氏名	総務部 危機管理担当参事 佐々木 厚		

第2節	消防・救急	まちづくりの目標	広域的な消防行政と実践的かつ効果的な消防・救急体制の整備を進めます			
基本方針	2-2-1 消防力の充実を図ります					
	2-2-2 火災予防対策を推進します					
	2-2-3 救急体制の充実、救急業務の高度化を推進します					
	2-2-4 広域的な消防体制の推進を検討します					
関係所属	危機管理課					
施策に対する市民ニーズ（「平成30年度所沢市市民意識調査」の結果）				要望率	全節中順位	分野中順位
				17.3%	8位	4位
平成23年度～平成30年度の取り組みとその成果						
取り組み		成果		《基本方針》		
消防団の装備充実を推進し、更なる地域防災力の向上を図った。		安全確保のための装備、団員間の情報伝達可能な装備を配備した。		2-2-1 消防力の充実を図ります		
消防の広域化に向けて、構成市の5市により調整、検討を重ねた。		平成25年4月1日に消防広域化による埼玉西部消防組合が設立され、消防力の充実・強化と火災予防対策の推進が図られた。		2-2-4 広域的な消防体制の推進を検討します		
救命率向上を目指し、救命講習会を開催した。		多くの受講者が、上級、普通、小児救急講習に参加し救命率の向上となる知識を得た。		2-2-3 救急体制の充実、救急業務の高度化を推進します		
平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題						
課題		今後の方針		《基本方針》		
消防団の装備充実を推進し、更なる地域防災力の向上を図る。		地域防災力の向上のため、消防団の装備を計画的に配備し、埼玉西部消防局及び関係機関と連携し引き続き支援を行う。		2-2-1 消防力の充実を図ります		
記入日	令和元年12月20日	記入者職氏名	総務部 危機管理担当参事 佐々木 厚			

第3節	防犯	まちづくりの目標	防犯意識が高く、犯罪を起こさせにくいまち			
基本方針	2-3-1 防犯のまちづくりの推進					
	2-3-2 防犯体制の充実					
関係所属	危機管理課					
施策に対する市民ニーズ(「平成30年度所沢市市民意識調査」の結果)				要望率	全節中順位	分野中順位
				25.5%	1位	1位
平成23年度～平成30年度の取り組みとその成果						
取り組み		成果		《基本方針》		
自主防犯団体へ防犯パトロール用品の貸し出しを行った。		3,072点の防犯パトロール用品の貸し出しを行い、犯罪を起こさせにくいまちづくりに貢献した。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
青色回転装着車によるパトロールとわんわんパトロールの推進を行った。		平成30年度は、青色回転灯装着車によるパトロールを年間197回実施した。平成23年度から始まったわんわんパトロール登録者数が1,407名に達し、防犯意識の高揚が図れた。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
空き家の適正管理に関する条例に基づき適正管理されていない空き家の所有者に指導を行った。		条例施行以降平成30年度末で85.3%の解決率を達成し、地域の住環境が改善し犯罪を起こさせにくいまちづくりに貢献した。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題						
課題		今後の方針		《基本方針》		
自主防犯団体の組織数増やす。		自主防犯団体の活動状況を把握し、必要な支援を行う。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
犯罪発生件数を減らす。		犯罪状況に応じた適切な情報発信やパトロールに努める。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
適正管理を指導した空き家の改善・解決率の向上を図る。		空き家の適正管理に向け、所有者に対し適切に指導を行う。		2-3-1 防犯のまちづくりの推進		
記入日	令和元年12月20日	記入者職氏名	総務部 危機管理担当参事 佐々木 厚			

第4節	交通安全	まちづくりの目標	交通弱者を守り、誰もが安心して暮らせるまち		
基本方針	2-4-1 交通安全意識の普及啓発				
	2-4-2 放置自転車対策の推進				
	2-4-3 誰もが安心して通行できる交通環境の整備				
	2-4-4 交通被害者の救済対策の充実				
関係所属	交通安全課、道路維持課、道路建設課、計画道路整備課、学校教育課、高齢者支援課				
施策に対する市民ニーズ(「平成30年度所沢市市民意識調査」の結果)			要望率	全節中順位	分野中順位
			19.8%	7位	3位
平成23年度～平成30年度の取り組みとその成果					
取り組み		成果		《基本方針》	
交通安全啓発活動として、幼稚・保育園、小・中学校、高齢者施設等で交通安全教室を開催した。		市内で発生した人身事故件数が減少した。		2-4-1 交通安全意識の普及啓発	
市内各駅に指導員を配置し、放置禁止の周知等を行うとともに、鉄道事業者、開発事業者に対して自転車駐車場の設置協力の要請を行い、放置自転車対策を推進した。		市内の放置自転車については減少傾向となっており、歩行者の通行障害が緩和された。		2-4-2 放置自転車対策の推進	
交通安全施設の整備とともに、地域の実情に合った交通安全対策を推進した。		交通事故の多い交差点や通学路に路面標示や道路反射鏡の設置など安全施設の整備を進め安全性の向上を図った。また、所沢警察署の「ゾーン30」対策を協同で取り組み、市内9区域の交通環境の整備を進めた。		2-4-3 誰もが安心して通行できる交通環境の整備	
平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題					
課題		今後の方針		《基本方針》	
市内の交通事故死傷者数は、ここ数年減少傾向だが、平成30年も1,300人以上にもものぼることから、さらに交通事故防止対策が必要である。		本市で発生数が多い「高齢者の事故」、「自転車・歩行者の事故」、「交差点の事故」を重点課題として交通安全対策を推進し、交通事故防止に努める。		2-4-1 交通安全意識の普及啓発	
高齢者の交通事故が多いため、高齢者に対する啓発活動が必要である。		所沢警察署と連携して行っている、高齢者向け交通安全教室の開催や、市内在住65歳以上の方の運転免許証自主返納を推進する事業等の取り組みを継続して行っていく。		2-4-1 交通安全意識の普及啓発	
市内各駅における放置自転車数の減少傾向を維持するため、引き続き啓発活動等に努める必要がある。		放置禁止区域の放置自転車を防止するため、引き続き啓発活動に取り組むとともに、鉄道事業者・開発事業者に対して自転車駐車場等の設置協力の要請を行い、必要な自転車駐車場の整備に取り組んでいく。		2-4-2 放置自転車対策の推進	
交通安全施設の整備を効果的に進めるとともに、地域の安全対策について警察等と協議を進めていく必要がある。		地域の課題に合った交通環境の実現に向け、優先度を考慮し交通安全施設の整備を進めるとともに、所沢警察署と連携で「ゾーン30」対策等を推進する。		2-4-3 誰もが安心して通行できる交通環境の整備	
記入日	令和元年12月20日	記入者職氏名	市民部次長 大舘 真哉 建設部次長 埜澤 好美		

第5節	消費生活	まちづくりの目標	市民が正しい知識を持ち、安心・安全な消費活動を行えるまち			
基本方針	2-5-1 健全な消費生活の推進					
	2-5-2 消費者活動の支援					
関係所属	市民相談課(消費生活センター)					
施策に対する市民ニーズ(「平成30年度所沢市市民意識調査」の結果)				要望率	全節中順位	分野中順位
				8.3%	29位	5位
平成23年度～平成30年度の取り組みとその成果						
取り組み		成果		《基本方針》		
県からの補助金を利用して、相談業務の充実を図った。		相談員が研修に参加して最新の情報を習得できた。また情報を相談員間で共有したことにより、相談員全体のスキルアップにつながった。		2-5-1 健全な消費生活の推進		
平成28年4月に消費生活センターの事務所機能を本庁舎内に移転させた。		相談内容に応じて、市民相談課の相談業務との連携が円滑に行えるようになり、市民の利便性の向上が図れた。		2-5-1 健全な消費生活の推進		
近年増加している高齢者の相談に関し、福祉部門と連携を図った。		高齢者からの相談が増えるなど、消費生活センターの相談事業について、認知度が上がった。		2-5-1 健全な消費生活の推進		
消費者トラブルが増加している低年齢層や高齢層について、消費者被害防止のため啓発品を配布した。		各々の年齢層に応じた消費者トラブルに係る意識を高めることができた。		2-5-2 消費者活動の支援		
消費生活講座の実施について、相談員を講師として派遣し、啓発活動を行った。		消費生活センターの相談業務を周知するとともに、消費生活問題に係る意識及び知識を深めることができた。		2-5-2 消費者活動の支援		
平成23年度～平成30年度の取り組みのうち、第6次所沢市総合計画に引き継がれる課題						
課題		今後の方針		《基本方針》		
消費生活相談は、相談員一人当たりの受付件数が県内で上位の多さであり、体制の見直しが必要である。		職員や相談員の体制について、総合的な見直しの検討を進める。		2-5-1 健全な消費生活の推進		
「出前講座」について、対象団体が特定化している傾向があることから、より多くの方に周知し利用いただく必要がある。		消費者問題が各年代層に広がっているため、高齢者層以外の年代層や本人だけでなく、支援する方などへの講座の開設に努めていく。		2-5-1 健全な消費生活の推進		
今後、増加する恐れのある10代の消費者被害の拡大防止が必要である。		若年層においても、消費者として、自ら考え判断できる能力を身に付けるため、消費生活啓発事業の充実を図っていく。		2-5-2 消費者活動の支援		
記入日	令和元年12月20日	記入者職氏名	市民部次長 大舘 真哉			